

相模原市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 5 月 2 2 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 3 5 号

相模原市議会委員会条例の一部を改正する条例

相模原市議会委員会条例(平成 4 年相模原市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の 2 第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、第 1 9 条第 1 項の規定による秘密会、第 2 2 条第 1 項の規定による公聴会及び第 2 8 条の規定により参考人が出席する委員会を開催する場合は、この限りでない。

第 1 8 条第 1 項中「議員のほか、委員長の許可を得た者が」を削り、同条に次の 1 項を加える。

3 前 2 項に定めるもののほか、傍聴について必要な事項は、議長が別に定める。

第 1 9 条第 1 項ただし書を削る。

第 2 2 条第 2 項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

第 2 3 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第 2 7 条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

第 2 4 条第 1 項中「聞こう」を「聴こう」に、「あらかじめ文書で」を「前条の規定により」に改め、同条第 2 項中「あらかじめ」を「前条の規定により」に改める。

第 2 5 条第 2 項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

第 2 7 条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若

しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第28条第2項中「聞こう」を「聴こう」に改め、同条第3項中「第25条、第26条及び前条」を「前3条」に改める。

第30条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名については、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、令和8年5月29日から施行する。